

「キャリア・パスポート」に関するQ&Aについて

(令和3年2月改訂)

令和3年2月
初等中等教育局児童生徒課

<目次>

- 問1 平成31年3月29日付け事務連絡「『キャリア・パスポート』例示資料等について」では「本資料を参考に、都道府県教育委員会等、各地域・各学校で柔軟にカスタマイズし、令和2年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において実施することとする」と示していますが、その趣旨はどのように考えればよいのでしょうか。
- 問2 「キャリア・パスポート」の活用と学習指導要領の規定との関係はどのように考えればよいのでしょうか。
- 問3 多くの小・中学校では、すでに学級活動等で児童生徒の振り返りや記録を記入し蓄積していますが、それを活用することも可能ですか。
- 問4 特別支援学校及び特別支援学級では、「キャリア・パスポート」の作成に際して、どのような点に配慮すればよいのでしょうか。
- 問5 「キャリア・パスポート」を校種間で引継ぎをする意義にはどのようなものがあるのでしょうか。
- 問6 「キャリア・パスポート」の引き継ぎはどのように行えばよいのでしょうか。
- 問7 「キャリア・パスポート」を紛失した場合の取扱いはどのように考えればよいのでしょうか。
- 問8 「キャリア・パスポート」を高校・大学入試や就職試験に使用してはいけないのでしょうか。
- 問9 児童生徒が転出入する場合は、転入先の学校は、自校の様式に沿って作り直す必要があるのでしょうか。

<「キャリア・パスポート」に関するQ&A>

問1 平成31年3月29日付け事務連絡「『キャリア・パスポート』例示資料等について」（以下：事務連絡）に示す事務連絡では「本資料を参考に、都道府県教育委員会等、各地域・各学校で柔軟にカスタマイズし、令和2年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において実施することとする」と示していますが、その趣旨はどのように考えればよいのでしょうか。

(答)

1. 学習指導要領 解説 特別活動編では「国や都道府県教育委員会等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域・各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。」としていることから「キャリア・パスポート」については国からの各種資料の提示を待って実施することとしました。
2. 事務連絡では、平成29・30年度に文部科学省で行いました「キャリア・パスポート作成等のための調査研究」の成果等を踏まえて作成した「キャリア・パスポート」の例示資料及び指導上の留意事項をお示ししておりますが、これは文部科学省として本事務連絡の内容を参考に現在の取組のカスタマイズを検討いただきたいと考えたことによるものです。
3. このような趣旨から事務連絡の「7 実施時期」に「本資料を参考に、都道府県教育委員会等、各地域・各学校で柔軟にカスタマイズし、令和2年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において実施することとする」としました。

(参考) ※中学校、高等学校、特別支援学校も同様の記述あり。

○ 小学校学習指導要領 解説 特別活動編（平成29年7月）

国や都道府県教育委員会等が提供する各種資料等を活用しつつ、各地域・各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが期待される。

問2 「キャリア・パスポート」の活用と学習指導要領の規定との関係はどのように考えればよいのでしょうか。

(答)

1. 学習指導要領では特別活動の学級活動（3）一人一人のキャリア形成と自己実現の指導の際に、「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」として「キャリア・パスポート」の活用を求めています。このため、学級活動（3）の指導に際して、このことに関する取組を全く行っていない場合には、設置者である教育委員会等において、これらに関する取組を行うよう指導することが求められると考えております。

※ なお、一部に「キャリア・パスポート」の活用を総合的な学習（探究）の時間で行うよう求める教育委員会や学校があると聞いていますが、学習指導要領では、特別活動がキャリア教育の要であることが明記されており、「キャリア・パスポート」の活用については、学級活動（ホームルーム活動）に関わる内容の取扱いに規定されていることにも御留意いただくことが重要です。ただし、「キャリア・パスポート」を書くだけの時間にはならないように御留意いただき、学級やホームルームでの話し合いを生かして意思決定することが重要です。

2. 他方、「キャリア・パスポート」は、学習指導要領解説にお示ししているとおりに、「各地域、学校の実態に応じ、学校間で連携を行いながら、柔軟な工夫を行うこと」とされていることから、学習指導要領の規定に基づき、各学校に対しどのような指導を行うかは学習指導要領解説や、事務連絡の趣旨を適宜参考とされながら、各地域、学校の実態に応じて適切に御判断いただくこととなります。

問3 多くの小・中学校では、すでに学級活動等で児童生徒の振り返りや記録を記入し蓄積していますが、それを活用することも可能ですか。

(答)

1. お尋ねのとおり各学校等において、学期・学年を見通してめあてなどを立てたり振り返ったりする記録や学校行事の振り返りなど、すでに行われている取組がありましたら、それらの取組を生かしたり基盤にしたりして文部科学省から示された例示資料を参考としながら、各地域や各学校の実態に応じて柔軟にカスタマイズして活用いただくことも重要と考えられます。このため、新たに一から「キャリア・パスポート」を作成する必要は必ずしもありません。

問4 特別支援学校及び特別支援学級では、「キャリア・パスポート」の作成に際して、どのような点に配慮すればよいでしょうか。

(答)

1. 特別支援学校及び特別支援学級においても、小・中・高等学校と同様、学習指導要領に従い、「キャリア・パスポート」の活用に取り組んでいただく必要がありますが、例えば、児童生徒の障害の状態や特性等により、児童生徒自らが活動を記録することが困難な場合などにおいては、「キャリア・パスポート」の目的に迫る観点から、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載することをもって「キャリア・パスポート」の活用にも代えることも可能としています。
2. したがって個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されていることのみをもって、「キャリア・パスポート」の活用にも代えるということではなく、あくまでも、その内容が「キャリア・パスポート」の目的に沿っているかどうかを留意いただくことが重要となります。

(参考：事務連絡「キャリア・パスポート」の様式例と指導上の留意事項)

3 目的

小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐもの。

教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童生徒の成長を促し系統的な指導をするもの。

問5 「キャリア・パスポート」を校種間で引継ぎをすることの意義にはどのようなものがあるのでしょうか。

(答)

1. 小・中・高等学校の新学習指導要領では、総則において、それぞれに、「児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」について規定すると共に、特別活動においては、学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」を設けており、小・中・高等学校のつながりを明確にしたキャリア教育の充実を求めているところです。

2. このような点に鑑み、文部科学省では、「キャリア・パスポート」についても小・中・高等学校の校種間で引き継いで活用することが有効と考え、平成31年3月の文部科学省の事務連絡においても校種間の引継ぎの重要性について言及したところです。

このため、各学校において、学習指導要領の関連の規定や上記、事務連絡を踏まえつつ、それぞれの学校・地域の実態に応じて、柔軟に工夫いただき、キャリア教育の視点での円滑な接続を図っていただきたいと思います。

(参考) 以下のページ「進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料」内の「キャリア・パスポート特別編2」に実践事例があります。

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html

問6 「キャリア・パスポート」の引き継ぎはどのように行えばよいのでしょうか。

(答)

1. 「キャリア・パスポート」の引き継ぎにあたっては、「学年間の引き継ぎは、原則、教師間で行う」「校種間の引き継ぎは、原則、児童生徒を通じて行う」こととしています。

2. また、引き継ぐ「キャリア・パスポート」の形態については、作成・管理・送付等における媒体については限定していないため、学校での実施状況や進学先・転出先の実施状況等を考慮して、設置者及び学校長の判断としています。円滑な接続の観点から、設置者が同一の場合等はある程度(紙で持ち上がる、データで持ち上がる等)の統一を図ることも考えられます。

3. なお、どの方法・形態であっても確実な引き継ぎを行うとともに、各自治体及び学校設置者の個人情報保護規則や情報セキュリティポリシー等を踏まえ、個人情報の取扱いに十分留意して行うことが重要です。

※ 問2でも示したように、「キャリア・パスポート」は、児童生徒が活動を記録し、蓄積するものであり、学級活動(3)で活用するものであることを踏まえて、適切に取り扱うことが求められます。

問7 「キャリア・パスポート」を紛失した場合の取扱いはどのように考えればよいでしょうか。

(答)

1. 「キャリア・パスポート」を含めた各学校における文書等の取扱いは、各学校やその設置者の定めるところによりますので一概には申し上げられませんが、一般的には、可能な範囲で情報を集め、再度作成することが重要と考えます。

問8 「キャリア・パスポート」を高校・大学入試や就職試験に使用してはいけないのでしょうか。

(答)

1. 「キャリア・パスポート」を入試や就職試験等でそのまま活用することは、
 - ① 高等学校や大学の入学者選抜等で使用するいわゆる「調査書」は各学校において作成するものである一方、「キャリア・パスポート」は児童生徒自らが記入するものであること、
 - ② 入試や就職試験等での活用を前提に作成されたものではないことから適切ではなく、「キャリア・パスポート」の趣旨・目的からも考えられません。
2. 他方、例えば、児童生徒自らが入学者選抜や就職試験で面接を受けたり自己申告書に記入したりする際の情報の一つとして「キャリア・パスポート」を参考とすることは考えられます。

問9 児童生徒が転出入する場合、転入先の学校は、自校の様式に沿って作り直す必要があるのでしょうか。

(答)

1. 「キャリア・パスポート」を含めた各学校における文書等の取扱いは、各学校やその設置者の定めるところによりますので一概には申し上げられませんが、これまでに作成した「キャリア・パスポート」を転学先の学校に持っていき、そのまま活用していただければよく、転学先の学校の様式で作り直す必要はないと考えます（なお指導上の理由等により、転学先の学校の様式で作り直すことを否定するものではありません）。

※「JAPAN e-Portfolio」が令和2年8月7日付で許可取り消しとなったことを受け、関連の項目を削除しています。